

平成 25 年 5 月 7 日

消費税法の改正及び平成 25 年度税制改正の概要

I. 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年 8 月 10 日成立・同年 8 月 22 日公布）

【改正のポイント】（消費税法）

- (1) 消費税の収入の使途を明確化する。
- (2) 消費税率及び地方消費税率を平成 26 年 4 月 1 日（5%→8%）及び平成 27 年 10 月 1 日（8%→10%）に引き上げる。
- (3) 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度を創設する。
- (4) 任意の中間申告制度を創設する。
- (5) 消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う経過措置を規定する。

重要度	改正の内容	適用関係												
	(1) 消費税収入の使途の明確化													
△	消費税の収入については、地方交付税法に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障 4 経費）に充てることとする。	平成 24 年 8 月 22 日から適用（一体改革法附則 1 ①一）。												
	(2) 消費税率及び地方消費税率の引上げ													
○	<ul style="list-style-type: none">○ 消費税及び地方消費税の税率を次のとおり引上げる（新消法 29）。 <table border="1"><thead><tr><th>時期</th><th>消費税率</th><th>地方消費税率</th><th>計</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 26 年 4 月 1 日</td><td>6.3%</td><td>1.7% (消費税額の 17/63)</td><td>8%</td></tr><tr><td>平成 27 年 10 月 1 日</td><td>7.8%</td><td>2.2% (消費税額の 22/78)</td><td>10%</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none">○ 消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成 23 年度から平成 32 年度までの平均において名目の経済成長率で 3%程度かつ実質の経済成長率で 2%程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる（一体改革法附則 18①）。○ 消費税率の引上げに係る改正規定の施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる（一体改革法附則 18②）。	時期	消費税率	地方消費税率	計	平成 26 年 4 月 1 日	6.3%	1.7% (消費税額の 17/63)	8%	平成 27 年 10 月 1 日	7.8%	2.2% (消費税額の 22/78)	10%	平成 26 年 4 月 1 日以後（税率 8%への引上げ）及び平成 27 年 10 月 1 日以後（税率 10%への引上げ）に行われる資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる外国貨物について適用する（一体改革法附則 2、15）。
時期	消費税率	地方消費税率	計											
平成 26 年 4 月 1 日	6.3%	1.7% (消費税額の 17/63)	8%											
平成 27 年 10 月 1 日	7.8%	2.2% (消費税額の 22/78)	10%											

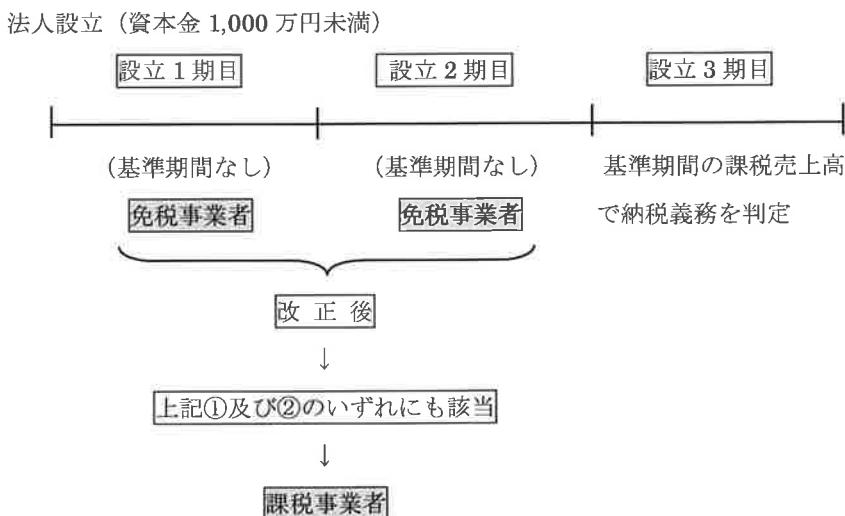
(3) 特定新規設立法人の納税義務の免除の特例の創設

その事業年度の基準期間がない資本金 1,000 万円未満の新設法人のうち、次の①及び②のいずれにも該当するもの（特定新規設立法人）については、その特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、事業者免税点制度を適用しない（新消法 12 の 3）。

- ① その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者によりその新規設立法人の株式等の 50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者によりその新規設立法人が支配される一定の場合（特定要件）に該当すること。

② 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及びその他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者（判定対象者）のその新規設立法人のその事業年度の基準期間に相当する期間（基準期間相当期間）における課税売上高が 5 億円を超えていること。

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当することとなるものについて適用する（一体改革法附則4）。



(4) 任 意 の 中 間 申 告 制 度 の 創 設

直前の課税期間の確定消費税額が48万円（1年分）以下であることにより中間申告義務のない事業者が、中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、中間申告書を提出できることとする制度を設ける（新消法42⑧⑨⑩⑪）。

6月中間申告対象期間に
係る課税期間が平成26年
4月1日以後に開始するも
のについて適用する(一体
改革法附則13①)。

直前の課税期間 の確定消費税額	中間申告回数	
	改正前	改正後
4,800万円超	年11回	年11回
400万円超	年3回	年3回
48万円超	年1回	年1回
48万円以下	義務なし	任意の中間申告可能(年1回)

(5) 消費税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなる（一体改革法附則2）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置を講ずる（一体改革法附則3～16）。

区分		経過措置の内容（5%から8%への引上げ）			
①	旅客運賃等	旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で一定のものを平成26年4月1日前に受領している場合において、その対価の領収に係る課税資産の譲渡等を平成26年4月1日以後に行うとき（一体改革法附則5①）。			
②	水道光熱費及び通信費等	事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務で平成26年4月1日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供等で平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払の受けける権利が確定するもののその確定した料金（一体改革法附則5②）。			
△	③ 工事の請負	事業者が、平成8年10月1日から平成25年10月1日（指定日）の前日までの間に締結した工事（製造を含む。）の請負に係る契約に基づき、平成26年4月1日以後にその契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合（一体改革法附則5③）。			
	④ 資産の貸付	<p>事業者が、平成8年10月1日から平成25年10月1日（指定日）の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日以後引き続きその契約に係る資産の貸付けを行っている場合において、その契約の内容が、(イ)及び(ロ)又は(ア)及び(ハ)に掲げる要件に該当するとき。ただし、平成25年10月1日以後にその資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、その変更後におけるその資産の貸付けについては、この限りでない（一体改革法附則5④）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">(イ) その契約に係る資産の貸付けの期間及びその期間中の対価の額が定められていること。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ロ) 事業者が事情の変更その他の理由によりその対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">(ハ) 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が一定の要件に該当していること。</td></tr> </table>	(イ) その契約に係る資産の貸付けの期間及びその期間中の対価の額が定められていること。	(ロ) 事業者が事情の変更その他の理由によりその対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。	(ハ) 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が一定の要件に該当していること。
(イ) その契約に係る資産の貸付けの期間及びその期間中の対価の額が定められていること。					
(ロ) 事業者が事情の変更その他の理由によりその対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。					
(ハ) 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないことその他対価に関する契約の内容が一定の要件に該当していること。					

		<p>事業者が、平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 10 月 1 日（指定日）の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約でその契約の性質上その役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として一定のものに基づき、平成 26 年 4 月 1 日以後にその契約に係る役務の提供を行う場合において、その契約の内容が次に掲げる要件に該当するとき。ただし、平成 25 年 10 月 1 日以後にその役務の提供の対価の額の変更が行われた場合には、この限りでない（一体改革法附則 5⑤）。</p> <p>(イ) その契約に係る役務の提供の対価の額が定められていること。 (ロ) 事業者が事情の変更その他の理由によりその対価の額の変更を求めることができる旨の定めがないこと。</p>
	⑥ 予約販売に係る書籍等	事業者が、平成 25 年 10 月 1 日（指定日）前に締結した不特定かつ多数の者に定期的に継続して供給することを約する契約に基づき譲渡する書籍その他の物品でその契約に定められたその譲渡に係る対価の全部又は一部を平成 26 年 4 月 1 日前に領収している場合において、その対価の領収に係る書籍その他の物品の譲渡を平成 26 年 4 月 1 日以後に行うとき（一体改革法令附則 5①）。
	⑦ 特定新聞等	事業者が、特定新聞等（不特定かつ多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、その発行する者が発売する日を指定するもののうちその指定する日が施行日前であるものをいう。）を平成 26 年 4 月 1 日以後に譲渡する場合（一体改革法令附則 5②）。
	⑧ 通信販売	通信販売（不特定かつ多数の者に商品の内容、販売価格その他の条件を提示し、郵便、電話その他の方法により売買契約の申込みを受けてその提示した条件に従って行う商品の販売をいい、予約販売契約に係る販売を除く。）の方法により商品を販売する事業者が、平成 25 年 10 月 1 日前にその条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成 26 年 4 月 1 日前に申込みを受けてその提示した条件に従って平成 26 年 4 月 1 日以後に商品を販売するとき（一体改革法令附則 5③）。
	⑨ 有料老人ホーム	事業者が、平成 8 年 10 月 1 日から平成 25 年 10 月 1 日の前日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（その契約に基づき、その契約の相手方が、その有料老人ホームに入居する際に一時金を支払うことにより、その有料老人ホームに終身居住する権利を取得するものをいう。）で、入居期間中の介護に係る役務の提供の対価が入居の際に一時金として支払われ、かつ、その一時金につきその事業者が事情の変更その他の理由によりその額の変更を求めることができる旨の定めがないものに基づき、平成 26 年 4 月 1 日前から平成 26 年 4 月 1 日以後引き続きその契約に係る資産の譲渡等を行っている場合（一体改革法令附則 5④）。

II. 平成 25 年度税制改正項目「所得税法等の一部を改正する法律（平成 25 年 3 月 29 日成立・同年 3 月 30 日公布）等」

1. 個人所得課税

【改正のポイント】（所得税法）

- (1) 所得税の税率構造について、課税所得 4,000 万円超について 45% の税率を設ける。
- (2) 特定公社債等の利子等及び譲渡所得等について、20%（所 15%、住 5%）の税率による申告分離課税とする。
- (3) 上場株式等の譲渡損失及び配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得との損益通算を可能とする。
- (4) 一般公社債等の利子等については、20%（所 15%、住 5%）の税率による源泉分離課税を維持する。
ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする。
- (5) 一般公社債等の譲渡所得等について、20%（所 15%、住 5%）の税率による申告分離課税とする。
- (6) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とする（上場株式等の譲渡損益と非上場株式等の譲渡損益の通算不可）。
- (7) 利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人を除外し、利子等の支払を受け個人に限定する。
- (8) 日本版 ISA について、①口座開設期間を 10 年（改正前：3 年）とする、②非課税投資総額を 500 万円（改正前 300 万円）とする、などの改正が加えられ平成 26 年 1 月 1 日より、施行される。
- (9) 住宅借入金等特別税額控除等の規定について、消費税等の増税（平成 26 年 4 月 1 日）に合わせて控除限度額等の拡充が行われている。
- (10) 社会保険診療報酬の所得計算の特例について、医業及び歯科医業に係る収入金額が 7,000 万円を超える者を除外する（法人税についても同様）。

重要度	改正の内容			適用関係
	◇ 所得税の最高税率 ◇			
△	(1) 改正前の所得税の税率構造に加えて、課税所得 4,000 万円超について 45% の税率を設ける（新所法 89①）。	課税総所得金額等	税率	平成 27 年分以後の所得税について適用（改正法附則 5）。
		改 正 前	改 正 後	
	195 万円以下	5%	5%	
	195 万円超 330 万円以下	10%	10%	
	330 万円超 695 万円以下	20%	20%	
	695 万円超 900 万円以下	23%	23%	
	900 万円超 1,800 万円以下	33%	33%	
	1,800 万円超 4,000 万円以下	40%	40%	
	4,000 万円超		45%	

△	(2) 所得税の税率構造の改正に伴い、給与所得の源泉徴収税額表（月額表及び日額表）及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表の見直しを行う（新所法別表2～4）。	平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用（改正法附則7）。
---	---	-------------------------------------

◇ 金融・証券税制 ◇

【金融所得課税の一体化の拡充】

(1) 特定公社債等

△	<p>① 特定公社債の範囲（新措法37の11②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国債、地方債、外国国債、外国地方債 ○ 会社以外の法人が特別の法律により発行する社債（投資法人債及び特定目的会社の特定社債を除く。） ○ 公募公社債、上場公社債 ○ 発行日の前6月以内に有価証券報告書等を提出している法人が発行する社債 ○ 平成27年12月31日以前に発行された公社債（発行時に源泉徴収がされた割引債を除く。）など 	
---	--	--

△	<p>② �利子所得等の課税方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定公社債等（特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投信信託の受益権等）の利子等について、次の措置を設ける（新措法3①、3の3①、8の4①）。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正前</th><th style="width: 50%;">改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%（所15%、住5%）の税率による源泉分離課税</td><td>20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 源泉徴収がされるべき利子等で支払調書の提出等がされないものは、申告分離課税の対象外とする。</p>	改正前	改正後	20%（所15%、住5%）の税率による源泉分離課税	20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）	平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等について適用（改正法附則19、20）。
改正前	改正後					
20%（所15%、住5%）の税率による源泉分離課税	20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）					
△	<p>○ 申告不要制度の創設</p> <p>特定公社債等の利子等（源泉徴収（特別徴収）が行われたものに限る。）を有する居住者等は、その特定公社債等の利子等については、申告を要しないことができる（新措法8の5①②）。</p>					

△	<p>③ 譲渡所得等の課税方式</p> <p>特定公社債等の譲渡所得等について、次の措置を講ずる（旧措法37の15①、新措法37の11①②）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改正前</th><th style="width: 50%;">改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得の金額→非課税</td><td>20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）</td></tr> <tr> <td>損失の金額→ないものとみなす</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">(注) 特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなす</p>	改正前	改正後	所得の金額→非課税	20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）	損失の金額→ないものとみなす		平成28年1月1日以後に特定公社債等を譲渡した場合におけるその譲渡所得等について適用（改正法附則50）。
改正前	改正後							
所得の金額→非課税	20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）							
損失の金額→ないものとみなす								

	ことにより、申告分離課税の対象とする（新措法 37 の 11④）。	
△	<p>④ 特定公社債等の譲渡損失及び利子所得等の損益通算</p> <p>上場株式等の譲渡損失及び配当所得（申告分離課税を選択したものに限る。）の損益通算の特例の対象に、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等を加え、これらの所得間並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等との損益通算を可能とする（新措法 37 の 12 の 2①②）。</p>	平成 28 年分以後の所得税について適用する（改正法附則 46）。
△	<p>⑤ 特定公社債等の譲渡損失及び利子所得等の繰越控除の特例</p> <p>特定公社債等の譲渡により生じた損失の金額のうち、その年に損益通算をしても控除しきれない金額については、翌年以後 3 年間にわたり、特定公社債等の利子所得等及び譲渡所得等並びに上場株式等の配当所得及び譲渡所得等からの繰越控除を可能とする（新措法 37 の 12 の 2⑤⑥⑧⑨⑩⑪）。</p>	平成 28 年分以後の所得税について適用する（改正法附則 46）。
△	<p>⑥ 特定口座での取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定公社債等の受入れ <p>居住者等が特定口座を開設している金融商品取引業者等への買付けの委託により取得した特定公社債等又はその金融商品取引業者等から取得した特定公社債等を、その特定口座へ受け入れることができることとする（新措法 37 の 11 の 3）。</p>	個人が平成 28 年 1 月 1 日以後に行う特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用する（改正法附則 44①）。
△	<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収選択口座の開設 <p>居住者等が金融商品取引業者等の営業所を通じて特定公社債等の利子等の支払を受ける場合において、その居住者等がその金融商品取引業者等の営業所に源泉徴収口座を開設しているときは、その利子等をその源泉徴収口座に受け入れができる（新措法 37 の 11 の 5 ①）。</p>	平成 28 年 1 月 1 日以後に金融商品取引業者等から交付を受ける源泉徴収選択口座内配当等について適用する（改正法附則 45）。
△	<ul style="list-style-type: none"> ○ 源泉徴収選択口座内での損益通算 <p>源泉徴収口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額（特別徴収税額）を計算する場合において、その源泉徴収口座内における特定公社債等又は上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その利子等又は配当等の額からその譲渡損失の金額を控除した金額に対して 20%（所得税 15%、住民税 5%）の税率を乗じて徴収すべき所得税及び住民税の額を計算する（新措法 37 の 11 の 6①④～⑩）。</p>	平成 28 年 1 月 1 日以後に金融商品取引業者等から交付を受ける源泉徴収選択口座内配当等について適用する（改正法附則 45）。
△	○ 平成 27 年 12 月 31 日以前に取得した特定公社債等の受入れ	—

	<p>居住者等が平成27年12月31日以前に取得した特定公社債等を、平成28年1月1日に特定口座に受け入れができる措置を講ずる。また、平成28年1月1日から同年12月31日までの間は、自己が保管する特定公社債等を実際の取得日及び取得価額で特定口座に受け入れできることとする（改正法附則44②～⑥）。</p>	
--	---	--

(2) 一般公社債等								
△	<p>① 利子所得等の課税方式</p> <p>一般公社債等（特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権等）の利子等については、20%源泉分離課税を維持する（新措法3①）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%（所15%、住5%）の税率による源泉分離課税</td><td>20%（所15%、住5%）の税率による源泉分離課税（注）</td></tr> </tbody> </table> <p>（注）同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする（新措法3①カッコ書き）。</p>	改正前	改正後	20%（所15%、住5%）の税率による源泉分離課税	20%（所15%、住5%）の税率による源泉分離課税（注）	平成28年1月1日以後に支払を受けるべき利子等について適用（新措法3①、改正法附則19、20）。		
改正前	改正後							
20%（所15%、住5%）の税率による源泉分離課税	20%（所15%、住5%）の税率による源泉分離課税（注）							
△	<p>② 譲渡所得等の課税方式</p> <p>一般公社債等の譲渡所得等について、次の措置を講ずる（旧措法37の15、新措法37の10①②）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得の金額→非課税</td><td>20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）</td></tr> <tr> <td>損失の金額→ないものとみなす</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>（注）一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これを一般公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、申告分離課税の対象とする（新措法37の10④）。</p> <p>ただし、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の役員等が支払を受けるものは、総合課税の対象とする（新措法37の10①）。</p>	改正前	改正後	所得の金額→非課税	20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）	損失の金額→ないものとみなす		平成28年1月1日以後に一般公社債等を譲渡した場合におけるその譲渡所得等について適用（改正法附則50）。
改正前	改正後							
所得の金額→非課税	20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）							
損失の金額→ないものとみなす								
(3) 割引債の課税方式等								
△	<p>① 譲渡所得等の課税方式</p> <p>割引債の償還及び譲渡による所得について、次の措置を講ずる（措法37の10③、37の11③）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th><th>改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得の金額→非課税</td><td>20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）</td></tr> <tr> <td>損失の金額→ないものとみなす</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>（注）平成27年12月31日以前に発行された割引債でその償還差益が発行時に源泉徴収の対象とされたものについては、償還差益に係る18%源泉分離課税を維持し、譲渡による所得は非課税とする。</p>	改正前	改正後	所得の金額→非課税	20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）	損失の金額→ないものとみなす		平成28年1月1日以後に発行される割引債について適用（改正法附則56、57）。
改正前	改正後							
所得の金額→非課税	20%（所15%、住5%）の税率による申告分離課税（注）							
損失の金額→ないものとみなす								

△	<p>② 源泉徴収等</p> <p>割引債の償還差益について、次のとおり源泉徴収を行う（措法 41 の 12、41 の 12 の 2）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">改 正 前</th><th colspan="2">改 正 後</th></tr> <tr> <th>時 期</th><th>償 還 差 益 に 対 す る 税 率</th><th>時 期</th><th>償 還 差 益 （注 1）に 対 す る 税 率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個 人</td><td rowspan="3" style="text-align: center;">発行時</td><td rowspan="3" style="text-align: center;">18%（所）</td><td>償還時</td><td>20%（所 15%、住 5%）</td></tr> <tr> <td>普通法人等 (内国法人)</td><td>—</td><td>— (源泉徴収適用なし)</td></tr> <tr> <td>上 記 以 外</td><td>償還時</td><td>15%（所）</td></tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 債還金額（支払金額）×みなし割引率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>発行日から償還日までの期間</th><th>みなし割引率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 以 内</td><td>0.2%</td></tr> <tr> <td>1 年 超</td><td>25%</td></tr> </tbody> </table> <p>(注 2) 源泉徴収口座で管理されている割引債の償還金については、その源泉徴収口座を開設されている金融商品取引業者等が、その割引債の譲渡所得等（償還差益）に対して 20%の税率による源泉徴収を行う。簡易申告口座で管理されている割引債については、確定申告がされるため源泉徴収を行わない。</p>	区分	改 正 前		改 正 後		時 期	償 還 差 益 に 対 す る 税 率	時 期	償 還 差 益 （注 1）に 対 す る 税 率	個 人	発行時	18%（所）	償還時	20%（所 15%、住 5%）	普通法人等 (内国法人)	—	— (源泉徴収適用なし)	上 記 以 外	償還時	15%（所）	発行日から償還日までの期間	みなし割引率	1 年 以 内	0.2%	1 年 超	25%	平成 28 年 1 月 1 日以後に発行される割引債について適用（改正法附則 56、57）。
区分	改 正 前		改 正 後																									
	時 期	償 還 差 益 に 対 す る 税 率	時 期	償 還 差 益 （注 1）に 対 す る 税 率																								
個 人	発行時	18%（所）	償還時	20%（所 15%、住 5%）																								
普通法人等 (内国法人)			—	— (源泉徴収適用なし)																								
上 記 以 外			償還時	15%（所）																								
発行日から償還日までの期間	みなし割引率																											
1 年 以 内	0.2%																											
1 年 超	25%																											

△	<p>(4) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税の改組</p> <p>株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得等と非上場株式等に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とした上で、次のとおり改組する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式等に係る譲渡所得等 (上場株式等+非上場株式等)</td><td>特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等 一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等</td></tr> </tbody> </table>	改 正 前	改 正 後	株式等に係る譲渡所得等 (上場株式等+非上場株式等)	特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等 一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等	平成 28 年分以後の所得税について適用（改正法附則 42）。
改 正 前	改 正 後					
株式等に係る譲渡所得等 (上場株式等+非上場株式等)	特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等 一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等					

△	<p>(5) 特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例等の拡充</p> <p>① 特定口座で管理されている内国法人が発行した特定公社債につき、公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合としてその特定公社債を発行した法人の清算結了等の事実が生じたときは、その事実が生じたことは特定公社債の譲渡をしたこととみなし、かつ、その損失の金額は特定公社債の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、特定公社債等に係る利子所得等及び上場株式等に係る配当所得との損益通算並びに 3 年間の繰越控除を可能とする。</p>	平成 28 年 1 月 1 日以後にその発行法人の清算結了等の事実が発生する場合について適用（改正法附則 43）。
△	<p>② 特定管理株式等が価値を失った場合の損失の特例について、本特例によって株式等の譲渡により生じた損失の金額とみなされた金額を上場株式等に係る譲渡損失の金額とみなして、特定公社債等に係る利子所得</p>	

	等及び上場株式等に係る配当所得との損益通算並びに3年間の繰越控除を可能とする。	
△	(③) 特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等の特例及び特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の特例について、これらの特例により控除することができる株式の取得に要した金額及び特定株式等の譲渡損失の金額は、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得等並びに一般公社債等及び非上場株式等に係る譲渡所得等から控除できることとする。	平成28年分以後の所得税について適用(改正法附則47)。

【非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置等(日本版ISA)】

(1) 非課税口座の開設期間

○	非課税口座を開設することができる期間を次のとおりとする(新措法9の8①、37の14①)。 <table border="1"><thead><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr></thead><tbody><tr><td>H26.1.1からH28.12.31までの期間</td><td>H26.1.1からH35.12.31までの期間</td></tr></tbody></table>	改正前	改正後	H26.1.1からH28.12.31までの期間	H26.1.1からH35.12.31までの期間	平成26年1月1日以後に支払を受ける非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用(改正法附則32、48①②③)。
改正前	改正後					
H26.1.1からH28.12.31までの期間	H26.1.1からH35.12.31までの期間					

(2) 非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等の範囲

○	非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等を、次に掲げるものとする(新措法9の8①、37の14①)。 <ul style="list-style-type: none">○ 非課税口座に非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの期間(「非課税期間」という。)内に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等○ 非課税期間内に金融商品取引業者等への売委託等による譲渡をした場合におけるその譲渡に係る非課税口座内上場株式等の譲渡所得等	平成26年1月1日以後に支払を受ける非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用(改正法附則32、48①②③)。
---	--	--

(3) 非課税口座に関する要件

△	① 非課税管理勘定 非課税口座を開設された金融商品取引業者等は、その非課税口座を開設した居住者等から提出を受けた非課税適用確認書に記載された勘定設定期間(非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間をいう。)内の各年の1月1日(年の中途において非課税適用確認書が提出された場合におけるその提出年にあっては、その提出の日)に非課税管理勘定を設けるものとする(新措法37の14③)。	平成26年1月1日以後に支払を受ける非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用(改正法附則32、48①②③)。
△	② 受け入れ対象となる上場株式等の範囲 各年分の非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等で、非課	

	<p>税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額 ((p)の上場株式等については移管日における時価) の合計額が 100 万円を超えないものを受け入れることができる (新措法 37 の 14⑤二)。</p> <p>(i) その非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等</p> <p>(ii) その非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等 (注)</p> <p>(注) 非課税期間が終了する日 (12 月 31 日) に有している非課税口座内上場株式等については、同日の属する年の翌年 1 月 1 日に新たに設定される非課税管理勘定に移管することが可能となる。</p>									
△	<p>③ 非課税適用確認書</p> <p>非課税適用確認書は、居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、勘定設定期間として次に掲げる期間のいずれかの期間の区分に応じそれぞれ次に定める基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいう (新措法 37 の 14⑤三)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定設定期間</th><th>基準日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H26.1.1～H29.12.31まで</td><td>H25.1.1</td></tr> <tr> <td>H30.1.1～H33.12.31まで</td><td>H29.1.1</td></tr> <tr> <td>H34.1.1～H35.12.31まで</td><td>H33.1.1</td></tr> </tbody> </table>	勘定設定期間	基準日	H26.1.1～H29.12.31まで	H25.1.1	H30.1.1～H33.12.31まで	H29.1.1	H34.1.1～H35.12.31まで	H33.1.1	
勘定設定期間	基準日									
H26.1.1～H29.12.31まで	H25.1.1									
H30.1.1～H33.12.31まで	H29.1.1									
H34.1.1～H35.12.31まで	H33.1.1									
△	<p>④ 手続き</p> <p>非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、交付申請書に上記③の基準日における住所地を証する住民票の写し等を添付して、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年 10 月 1 日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の 9 月 30 日までの間に、金融商品取引業者等の営業所に提出するものとする (新措法 37 の 14⑥)。</p>									
△	<p>⑤ 重複開設等の禁止</p> <p>居住者等は、同一の金融商品取引業者等に重複して非課税口座を開設することができないものとし、同一の勘定設定期間に重複して非課税適用確認書を提出することができないものとする (新措法 37 の 14⑫)。</p>									
(4) 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10% 軽減税率の廃止										
○	上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る 10% 軽減税率は、平成 25 年 12 月 31 日をもって廃止する (H20 改正措法附則 32、43②)。	-								

(5) 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の概要

【概要（措法 9 の 8、37 の 14）】

項目	内 容
○	非 課 税 対 象 上場株式等の配当等及び譲渡益
	非 課 税 投 資 額 每年①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の時価の合計額で 100 万円を上限（未使用枠は翌年以降繰越不可）
	非 課 税 投 資 総 額 最大 500 万円（100 万円×5 年間）
	口 座 開 設 期 間 平成 26 年から平成 35 年までの 10 年間（毎年新たな口座開設は不要）
	保 有 期 間 5 年間（新たな口座への移管が可能）
	非 課 税 期 間 5 年間
	途 中 売 却 自由（売却部分の枠は再利用不可）
	口 座 開 設 数 1 人 1 口座（勘定設定期間ごとに異なる金融機関に開設可）
年 齢 制 限	1 月 1 日において 20 歳以上

◇ 住 宅 税 制 ◇

(1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

△	① 適用期限（平成 25 年 12 月 31 日）を平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長する（新措法 41、41 の 2、41 の 2 の 2）。	—																								
△	② 一般の住宅の控除限度額の拡充 <table border="1" data-bbox="246 1072 1135 1364"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>改 正 前</th><th colspan="2">改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居 住 年 月</td><td>H25.1 月～12 月</td><td>H26.1 月～3 月</td><td>H26.4 月～H29.12 月</td></tr> <tr> <td>控 除 期 間</td><td>10 年</td><td>10 年</td><td>10 年</td></tr> <tr> <td>借 入 限 度 額</td><td>2,000 万円</td><td>2,000 万円</td><td>4,000 万円（注）</td></tr> <tr> <td>控 除 率</td><td>1.0%</td><td>1.0%</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>最 大 控 除 額</td><td>200 万円</td><td>200 万円</td><td>400 万円</td></tr> </tbody> </table> (注) 一般の住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8% 又は 10% である場合の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は 2,000 万円とする。	項目	改 正 前	改 正 後		居 住 年 月	H25.1 月～12 月	H26.1 月～3 月	H26.4 月～H29.12 月	控 除 期 間	10 年	10 年	10 年	借 入 限 度 額	2,000 万円	2,000 万円	4,000 万円（注）	控 除 率	1.0%	1.0%	1.0%	最 大 控 除 額	200 万円	200 万円	400 万円	平成 26 年 1 月 1 日以後に一般住宅及び認定住宅を居住の用に供する場合について適用（改正法附則 1③）。
項目	改 正 前	改 正 後																								
居 住 年 月	H25.1 月～12 月	H26.1 月～3 月	H26.4 月～H29.12 月																							
控 除 期 間	10 年	10 年	10 年																							
借 入 限 度 額	2,000 万円	2,000 万円	4,000 万円（注）																							
控 除 率	1.0%	1.0%	1.0%																							
最 大 控 除 額	200 万円	200 万円	400 万円																							
△	③ 認定住宅（認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅）の控除限度額の拡充 <table border="1" data-bbox="246 1656 1135 1947"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>改 正 前</th><th colspan="2">改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居 住 年 月</td><td>H25.1 月～12 月</td><td>H26.1 月～3 月</td><td>H26.4 月～H29.12 月</td></tr> <tr> <td>控 除 期 間</td><td>10 年</td><td>10 年</td><td>10 年</td></tr> <tr> <td>借 入 限 度 額</td><td>3,000 万円</td><td>3,000 万円</td><td>5,000 万円（注）</td></tr> <tr> <td>控 除 率</td><td>1.0%</td><td>1.0%</td><td>1.0%</td></tr> <tr> <td>最 大 控 除 額</td><td>300 万円</td><td>300 万円</td><td>500 万円</td></tr> </tbody> </table> (注) 一般の住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が 8% 又は 10% である場合の金額であり、それ以外の場合における借入	項目	改 正 前	改 正 後		居 住 年 月	H25.1 月～12 月	H26.1 月～3 月	H26.4 月～H29.12 月	控 除 期 間	10 年	10 年	10 年	借 入 限 度 額	3,000 万円	3,000 万円	5,000 万円（注）	控 除 率	1.0%	1.0%	1.0%	最 大 控 除 額	300 万円	300 万円	500 万円	
項目	改 正 前	改 正 後																								
居 住 年 月	H25.1 月～12 月	H26.1 月～3 月	H26.4 月～H29.12 月																							
控 除 期 間	10 年	10 年	10 年																							
借 入 限 度 額	3,000 万円	3,000 万円	5,000 万円（注）																							
控 除 率	1.0%	1.0%	1.0%																							
最 大 控 除 額	300 万円	300 万円	500 万円																							

	限度額は 3,000 万円とする。																																	
○	<p>④ 認定低炭素住宅の範囲の拡大</p> <p>都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により低炭素建築物とみなされる認定集約都市開発事業（特定建築物全体及び住戸の部分について認定を受けたものに限る。）により整備される特定建築物である住宅を加える（新措法 41⑩）。</p>	平成 25 年 6 月 1 日以後に自己の居住の用に供する場合について適用（改正法附則 54②）。																																
○	<p>⑤ 再居住の特例の整備</p> <p>最初に居住の用に供した年に勤務先からの転任の命令等やむを得ない事情により転居した場合における再居住に係る特例について、最初に居住の用に供した年の 12 月 31 日までの間に再居住した場合も特例の対象とする（新措法 41⑪）。</p>	平成 25 年 1 月 1 日以後に自己の居住の用に供しなくなった場合について適用（改正法附則 54③）。																																
(2) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除																																		
△	<p>① 適用期限（平成 25 年 12 月 31 日）を平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長する（新措法 41 の 3 の 2①）。</p>	—																																
△	<p>② 控除限度額の拡充</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改 正 前</th> <th colspan="2">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住年月</td> <td>H25.1 月～12 月</td> <td>H26.1 月～3 月</td> <td>H26.4 月～H29.12 月</td> </tr> <tr> <td>控除期間</td> <td>5 年</td> <td>5 年</td> <td>5 年</td> </tr> <tr> <td>特定増改築等 限度額（注 2）</td> <td>200 万円</td> <td>200 万円</td> <td>250 万円（注 1）</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>その他借入 限 度 額</td> <td>800 万円</td> <td>800 万円</td> <td>750 万円</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>最大控除額</td> <td>60 万円</td> <td>60 万円</td> <td>62.5 万円（注 1）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注 1) 特定の増改築等に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が 8 % 又は 10 % である場合の金額であり、それ以外の場合における特定増改築等限度額は 200 万円と、控除期間の最大控除額は 60 万円とする。</p> <p>(注 2) 「特定の増改築等」とは、省エネ改修工事及びバリアフリー改修工事をいう。</p>	項目	改 正 前	改 正 後		居住年月	H25.1 月～12 月	H26.1 月～3 月	H26.4 月～H29.12 月	控除期間	5 年	5 年	5 年	特定増改築等 限度額（注 2）	200 万円	200 万円	250 万円（注 1）	控除率	2.0%	2.0%	2.0%	その他借入 限 度 額	800 万円	800 万円	750 万円	控除率	1.0%	1.0%	1.0%	最大控除額	60 万円	60 万円	62.5 万円（注 1）	平成 26 年 1 月 1 日以後に増改築等に係る契約を締結する場合について適用（改正法附則 1 ③④）。
項目	改 正 前	改 正 後																																
居住年月	H25.1 月～12 月	H26.1 月～3 月	H26.4 月～H29.12 月																															
控除期間	5 年	5 年	5 年																															
特定増改築等 限度額（注 2）	200 万円	200 万円	250 万円（注 1）																															
控除率	2.0%	2.0%	2.0%																															
その他借入 限 度 額	800 万円	800 万円	750 万円																															
控除率	1.0%	1.0%	1.0%																															
最大控除額	60 万円	60 万円	62.5 万円（注 1）																															
△	<p>③ 対象となる特定の増改築等に係る工事費要件について、特定の増改築等に係る費用の額（補助金等の交付がある場合には、その補助金等の額を控除した後の金額）が 50 万円（現行：30 万円）を超える場合に改め</p>	特定の増改築等をした家屋を平成 26 年 4 月 1 日以後に居住の用に供																																

	る。	する場合について適用 (改正法附則 55②)。																								
(3) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除																										
△	① 適用期限(平成25年12月31日)を平成29年12月31日まで4年延長する(新措法41の19の4①②)。	—																								
△	② 控除限度額等の拡充	平成26年1月1日以後に認定長期優良住宅を居住の用に供する場合について適用(改正法附則1③④)。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住年月</td> <td>H25.1月～12月</td> <td>H26.1月～3月</td> <td>H26.4月～H29.12月</td> </tr> <tr> <td>対象住宅</td> <td>認定長期優良住宅</td> <td>認定長期優良住宅</td> <td>認定長期優良住宅 認定低炭素住宅</td> </tr> <tr> <td>控除対象限度額</td> <td>500万円</td> <td>500万円</td> <td>650万円(注)</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> <td>65万円(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除対象限度額は500万円と、控除限度額は50万円とする。</p>	項目	改正前	改正後		居住年月	H25.1月～12月	H26.1月～3月	H26.4月～H29.12月	対象住宅	認定長期優良住宅	認定長期優良住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	控除対象限度額	500万円	500万円	650万円(注)	控除率	10%	10%	10%	控除限度額	50万円	50万円	65万円(注)	
項目	改正前	改正後																								
居住年月	H25.1月～12月	H26.1月～3月	H26.4月～H29.12月																							
対象住宅	認定長期優良住宅	認定長期優良住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅																							
控除対象限度額	500万円	500万円	650万円(注)																							
控除率	10%	10%	10%																							
控除限度額	50万円	50万円	65万円(注)																							
(4) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除																										
△	① 適用期限(平成24年12月31日)を平成29年12月31日まで5年延長する(新措法41の19の3①)。	—																								
△	② 省エネ改修工事の場合の控除限度額の拡充	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住年月</td> <td>H24.1月～12月</td> <td>H25.1月～3月</td> <td>H26.4月～H29.12月</td> </tr> <tr> <td>改修工事限度額</td> <td>200万円 (300万円)</td> <td>200万円 (300万円)</td> <td>250万円(注2) (350万円)</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td>20万円 (30万円)</td> <td>20万円 (30万円)</td> <td>25万円(注2) (35万円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) カッコ内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の改修工事限度額及び控除限度額である。</p> <p>(注2) 省エネ改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における改修工事限度額は200万円と、控除限度額は20万円とする。</p>	項目	改正前	改正後		居住年月	H24.1月～12月	H25.1月～3月	H26.4月～H29.12月	改修工事限度額	200万円 (300万円)	200万円 (300万円)	250万円(注2) (350万円)	控除率	10%	10%	10%	控除限度額	20万円 (30万円)	20万円 (30万円)	25万円(注2) (35万円)				
項目	改正前	改正後																								
居住年月	H24.1月～12月	H25.1月～3月	H26.4月～H29.12月																							
改修工事限度額	200万円 (300万円)	200万円 (300万円)	250万円(注2) (350万円)																							
控除率	10%	10%	10%																							
控除限度額	20万円 (30万円)	20万円 (30万円)	25万円(注2) (35万円)																							
△	③ バリアフリー改修工事の場合の控除限度額の拡充	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住年月</td> <td>H24.1月～12月</td> <td>H25.1月～3月</td> <td>H26.4月～H29.12月</td> </tr> <tr> <td>改修工事限度額</td> <td>150万円</td> <td>150万円</td> <td>200万円(注)</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td>15万円</td> <td>15万円</td> <td>20万円(注)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) バリアフリー改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率</p>	項目	改正前	改正後		居住年月	H24.1月～12月	H25.1月～3月	H26.4月～H29.12月	改修工事限度額	150万円	150万円	200万円(注)	控除率	10%	10%	10%	控除限度額	15万円	15万円	20万円(注)				
項目	改正前	改正後																								
居住年月	H24.1月～12月	H25.1月～3月	H26.4月～H29.12月																							
改修工事限度額	150万円	150万円	200万円(注)																							
控除率	10%	10%	10%																							
控除限度額	15万円	15万円	20万円(注)																							

	が 8% 又は 10% である場合の金額であり、それ以外の場合における改修工事限度額は 150 万円と、控除限度額は 15 万円とする。																					
△	④ 税額控除額の計算方法について、特定の改修工事に係る標準的な費用の額（補助金等の交付がある場合には、その補助金等の額を控除した後の金額。）の 10% に相当する金額に改組した上で、省エネ改修工事の対象などの見直しを行う。	特定の改修工事をした家屋を平成 26 年 4 月 1 日以後に自己の居住の用に供する場合について適用（改正法附則 60 ③）。																				
(5) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除																						
△	① 適用期限（平成 25 年 12 月 31 日）を平成 29 年 12 月 31 日まで 4 年延長する（新措法 41 の 19 の 2①）。	—																				
△	<p>② 控除限度額の拡充</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事完了年</td> <td>H25.1月～12月</td> <td>H26.1月～3月</td> <td>H26.4月～H29.12月</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事限度額</td> <td>200 万円</td> <td>200 万円</td> <td>250 万円（注）</td> </tr> <tr> <td>控除率</td> <td>10%</td> <td>10%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>控除限度額</td> <td>20 万円</td> <td>20 万円</td> <td>25 万円（注）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が 8% 又は 10% である場合の金額であり、それ以外の場合における耐震改修工事限度額は 200 万円と、控除限度額は 20 万円とする。</p>	項目	改正前	改正後		工事完了年	H25.1月～12月	H26.1月～3月	H26.4月～H29.12月	耐震改修工事限度額	200 万円	200 万円	250 万円（注）	控除率	10%	10%	10%	控除限度額	20 万円	20 万円	25 万円（注）	平成 26 年 1 月 1 日以後に住宅耐震改修に係る契約を締結する場合について適用（改正法附則 1③イ）。
項目	改正前	改正後																				
工事完了年	H25.1月～12月	H26.1月～3月	H26.4月～H29.12月																			
耐震改修工事限度額	200 万円	200 万円	250 万円（注）																			
控除率	10%	10%	10%																			
控除限度額	20 万円	20 万円	25 万円（注）																			
△	③ 税額控除額の計算方法について、耐震改修工事に係る標準的な費用の額（補助金等の交付がある場合には、その補助金等の額を控除した後の金額）の 10% に相当する金額とする。	平成 26 年 4 月 1 日以後に行う耐震改修工事について適用（改正法附則 59②）。																				
◆ そ の 他 ◆																						
(1) 債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の創設																						

○	<p>中小企業者に該当する内国法人の取締役等である個人でその内国法人の保証人であるものが、現にその内国法人の事業の用に供されてる資産（有価証券を除く。）でその個人が所有しているものを、その内国法人に係る合理的な再生計画に基づき、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間にその内国法人に贈与した場合には、次に掲げる要件を満たしているときに限り、一定の手続きの下でその贈与によるみなし譲渡課税を適用しない（新措法40の3の2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その個人が、再生計画に基づき、その内国法人の債務の保証に係る保証債務の一部を履行していること。 ② その再生計画に基づいて行われたその内国法人に対する資産の贈与及び保証債務の一部の履行後においても、その個人がその内国法人の債務の保証に係る保証債務を有していることが、その再生計画において見込まれていること。 					
△	<p>(2) 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例</p> <p>相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の適用対象者の範囲に、相続税法等において相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人を加える（措法9の7）。</p>	<p>平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人について適用（改正法附則31）。</p>				
○	<p>(3) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例</p> <p>「公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例」の対象となる寄附財産を有する公益法人等（幼稚園又は保育所等を設置している者に限る。）が、幼保連携型認定こども園の設置のためにその寄附財産（幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供しているものに限る。）を他の公益法人等（幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等を設置しようとする者に限る。）に贈与をする場合（その寄附財産を幼保連携型認定こども園、幼稚園又は保育所等の事業の用に直接供する等の一定の要件を満たす場合に限る。）において、寄附財産の贈与に関する届出書を提出したときは、非課税特例を継続適用できることとする（新措法40）。</p>	<p>平成25年6月1日以後に行う寄附財産の贈与について適用（改正法附則53）。</p>				
△	<p>(4) 社会保険診療報酬の所得計算の特例</p> <p>適用対象者からその年の医業及び歯科医業に係る収入金額が7,000万円を超える者を除外する（法人税についても同様）。</p> <p>（適用除外者）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">改 正 前</th> <th style="width: 50%;">改 正 後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会保険診療報酬の金額が5,000万円超</td> <td>収入金額が7,000万円超</td> </tr> </tbody> </table>	改 正 前	改 正 後	社会保険診療報酬の金額が5,000万円超	収入金額が7,000万円超	<p>平成26年分以後の所得税（法人は平成25年4月1日以後に開始する事業年度）について適用（改正法附則40、61）。</p>
改 正 前	改 正 後					
社会保険診療報酬の金額が5,000万円超	収入金額が7,000万円超					
(5) 源泉徴収に係る所得税の納税地						

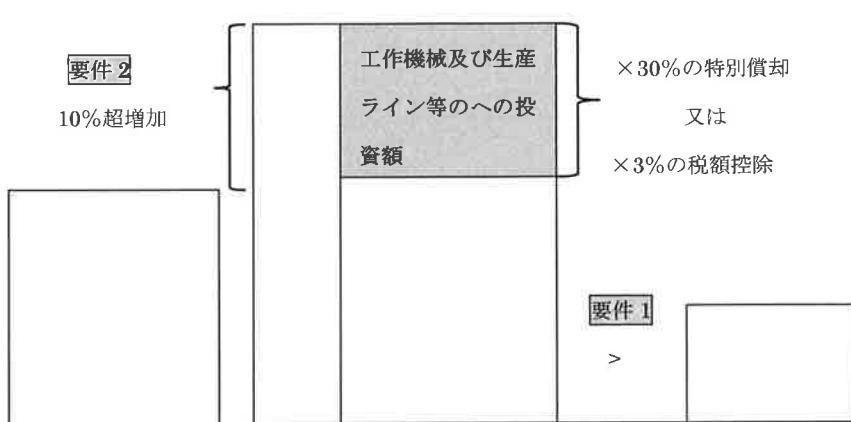
○	源泉所得税の納税地について、利子等その他の源泉徴収の対象となる所得の支払をする者が国内において事務所等の移転をした場合は、その事務所等の移転後の所在地とする（新所法 17）。	平成 25 年 6 月 1 日以後に源泉所得税を納付する場合について適用する（改正法附則 3）。
(6) 電子証明書等特別控除の廃止		
△	電子証明書を有する個人の電子情報処理組織による申告に係る所得税額の特別控除制度は、適用期限（平成 24 年分）の到来をもって廃止する（旧措法 41 の 19 の 5①）。	—

2. 法人課税(所得税共通項目を含む)

【改正のポイント】(法人税法・所得税法)

- (1) 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度において生産等設備を取得した場合の特別償却(取得価額×30%)及び税額控除(取得価額×3%)の規定を創設する。
- (2) 平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度において国内雇用者に対する給与等を増加させた場合の税額控除(雇用者給与等支給増額×10%)の規定を創設する。
- (3) 平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をした場合の特別償却(取得価額×30%)及び税額控除(取得価額×7%)の規定を創設する。
- (4) 研究開発税制について、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度において、控除税額の上限を当期の法人税額の30%(改正前:20%)に引き上げる。
- (5) 環境関連投資促進税制について、適用期限(平成26年3月31日)を平成28年3月31日まで2年延長するとともに、即時償却制度について、対象資産にコーチェネレーション設備を加えた上、その適用期限(平成25年3月31日)を平成27年3月31日までとする。
- (6) 雇用促進税制について、税額控除限度額を増加雇用者数1人当たり40万円(改正前:20万円)に引き上げる。
- (7) 交際費等の損金不算入制度について、定額控除限度額を800万円(改正前:600万円)に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置(改正前:10%)を廃止する。
- (8) サービス付高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度について、適用期限(平成25年3月31日)を平成28年3月31日まで3年延長するとともに、割増償却率を引き下げる。

重要度	改正の内容	適用関係
◇ 民間投資の喚起と雇用・所得の拡大 ◇		
(1) 生産等設備投資促進税制の創設【所得税についても同様】		
◎	<p>青色申告書を提出する法人の平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度(設立事業年度を除く。)において取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備で、その事業年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が次の①及び②の金額を超える場合において、その生産等設備を構成する資産のうち機械装置をその法人の国内にある事業の用に供したときは、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の3%の税額控除との選択適用ができることとする。</p> <p>ただし、税額控除における控除税額は、当期の法人税額の20%を限度とする(新措法10の5の2、42の12の2①②、68の15の3①②)。</p>	平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度(設立事業年度を除きます。)に取得等をした国内の生産等設備を構成する資産のうち機械装置について適用(新措法10の5の2、42の12の2①②、68の15の3①②)。
	<p>① その法人の有する減価償却資産につき当期の償却費として損金経理をした金額</p> <p>② 前事業年度において取得等をした国内の事業の用に供する生産等設備の取得価額の合計額の110%相当額</p>	



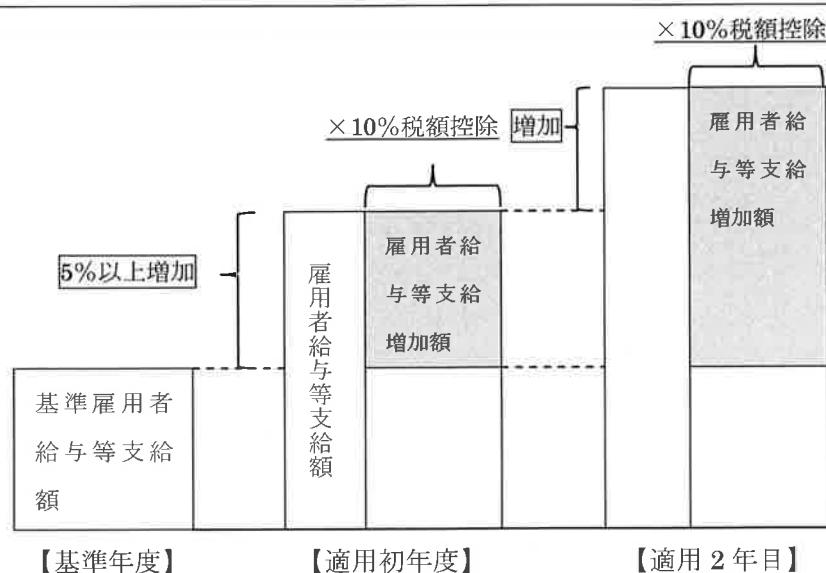
○ 生産等設備とは、その法人の製造業その他の事業の用に直接供される減価償却資産（無形固定資産及び生物を除く。）で構成されているものをいう。なお、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は、該当しない。

(2) 所得拡大投資促進税制の創設【所得税についても同様】

青色申告書を提出する法人が、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、次の要件を満たすときは、その雇用者給与等支給増額の10%の税額控除ができることとする。
ただし、控除税額は、当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）を限度とする（新措法10の5の4、42の12の4、68の15の5）。

- ① 雇用者給与等支給増額（雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額）の基準雇用者給与等支給額に対する割合が5%以上であること。
- ② 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと。
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと。

平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合に適用（新措法10の5の4、42の12の4、68の15の5）



	<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用促進税制との選択適用とする。 ○ 国内雇用者とは、法人の使用人（法人の役員及びその役員の特殊関係者及びその法人の使用人兼務役員を除く。）のうち法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者をいう。 ○ 雇用者給与等支給額とは、各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。 ○ 基準雇用者給与等支給額とは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度（基準事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいう。 	
(3) 研究開発税制【所得税についても同様】		
◎	<p>① 試験研究費の総額に係る税額控除制度、特別試験研究費の額に係る税額控除制度、繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、中小企業技術基盤強化税制及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、控除税額の上限を当期の法人税額の 30%（改正前：20%）に引き上げる（新措法 10 の 2①～④、42 の 4 の 2①～④、68 の 9 の 2①～④）。</p>	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において適用（新措法 10 の 2①～④、42 の 4 の 2①～④、68 の 9 の 2①～④）。
◎	<p>② 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に一定の契約に基づき企業間で実施される共同研究に係る試験研究費等を加える（新措法 10⑧三、42 の 4⑫三、68 の 9⑫三）。</p>	平成 25 年 4 月 1 日以後に支出するものについて適用（改正法附則 33、62）。
(4) 環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）【所得税についても同様】		
◎	<p>① 適用期限（平成 26 年 3 月 31 日）を平成 28 年 3 月 31 日まで 2 年延長する（新措法 10 の 2 の 2、42 の 5、68 の 10）。</p>	—
◎	<p>② 普通償却限度額との合計で取得価額まで特別償却ができる措置（即時償却）について、対象資産に熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）を加えた上、その適用期限（平成 25 年 3 月 31 日）を平成 27 年 3 月 31 日までとする（新措法 10 の 2 の 2、42 の 5、68 の 10）。</p>	平成 25 年 4 月 1 日以後に取得等をする資産について適用（改正法附則 64）。
◎	<p>③ 対象資産に定置用蓄電設備等を加えるとともに、対象資産から補助金等の交付を受けて取得等をしたもの除外する等の見直しを行う（新措法 10 の 2 の 2②⑨、42 の 5②⑨、68 の 10②⑨）。</p>	
(5) 雇用促進税制【所得税についても同様】		
◎	<p>① 雇用促進税制について、税額控除限度額を増加雇用者数 1 人当たり 40 万円（改正前：20 万円）に引き上げる（新措法 10 の 5①、42 の 12①、68 の 15 の 2①）。</p>	平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用する（改正法附則 61）。
◎	<p>② 適用要件の判定の基礎となる雇用者の範囲について所要の措置を講ずる（所得税についても同様）（新措法 10 の 5②、42 の 12②、68 の 15 の 2②）。</p>	

◎	(3) 雇用促進税制の概要	
	区分	内容
	適用対象者	公共職業安定所の長に雇用促進計画の届出を行った事業者
	適用要件	その事業年度末の従業員のうち雇用保険一般被保険者の数が前事業年度末に比して10%以上、かつ、5人以上増加したこと等の公共職業安定所の長の確認を受けた場合 (注) 中小企業者等については、2人以上増加した場合
	税額控除額	増加した雇用保険一般被保険者の数×40万円(改正前:20万円)
	控除限度額	当期の法人税額の10%相当額(注)を限度 (注) 中小企業者等については、20%相当額を限度
	適用年度	平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度
	具体的な手続き	<p>① 事業者は、事業年度開始後2月以内に目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、公共職業安定所に届出する。</p> <p>② 事業年度終了後2月以内に公共職業安定所より雇用促進計画について確認を受ける。</p> <p>③ 公共職業安定所によって確認を受け、交付される雇用促進計画等の書類を確定申告書に添付することにより適用可能。</p>

◇ 中小企業対策・農林水産業対策 ◇

(1) 商業・サービス業及び農林水産業を営む中小企業等の経営改善に向けた設備投資促進税制の創設【所得税についても同様】

◎	<p>青色申告書を提出する中小企業等で経営改善に関する指導及び助言を受けたものが、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に、その指導及び助言を受けて行う店舗の改修等に伴い器具備品及び建物附属設備の取得等をして指定事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除(資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る。)との選択適用ができることとする。</p> <p>ただし、税額控除における控除税額は当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額は1年間の繰越しができる(新措法10の5の3、42の12の3、68の15の4)。</p>		平成25年4月1日以後に取得等する器具備品及び建物附属設備について適用(新措法10の5の3、42の12の3、68の15の4)。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">経営改善に関する指導及び助言</td></tr> </tbody> </table>		区分	内容	経営改善に関する指導及び助言	
区分	内容					
経営改善に関する指導及び助言						
取得価額要件	器具備品	商工会議所、認定経営革新等支援機関等による法人の経営改善及びこれに必要な設備投資等に係る指導及び助言をいう。				
	建物附属設備	一の取得価額が60万円以上				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指定事業</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">卸売業、小売業、サービス業、農林水産業 (性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く。)</td></tr> </tbody> </table>		指定事業	内容	卸売業、小売業、サービス業、農林水産業 (性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く。)		
指定事業	内容					
卸売業、小売業、サービス業、農林水産業 (性風俗関連特殊営業及び風俗営業に該当する一定の事業を除く。)						

(2) 「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の廃止に伴う措置

○	青色申告書を提出する中小企業者について平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に再生計画認可の決定があったことに準ずる一定の事実が生じた場合で、かつ、2以上の金融機関等が有するその中小企業者に対する債権が債務処理に関する計画によって特定投資事業有限責任組合の組合財産となる場合において、その中小企業者が債務処理に関する計画に従つて、資産の評価替えをし、又は債務の免除を受けたときは、資産の評価損益の計上又は期限切れ欠損金の損金算入ができることとする（措法67の5の2）。	平成25年4月1日以後に生じる事実について適用（改正法附則70）
---	--	----------------------------------

(3) 交際費等の損金不算入制度

○	定額控除限度額を800万円（改正前：600万円）に引き上げるとともに、定額控除限度額までの金額の損金不算入措置（改正前：10%）を廃止する（新措法61の4）。	平成25年4月1日以後に開始する事業年度における期末資本金が1億円以下の中小法人から適用（改正法附則61）。																			
○	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">損金不算入額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大法人</td> <td colspan="3">支出交際費等の全額</td> </tr> <tr> <td>中小法人</td> <td>支出交際費等 600万円以下</td> <td>支出交際費等 $\times 10\%$</td> <td>支出交際費等 800万円以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td>支出交際費等 600万円超</td> <td>支出交際費等 一定額控除限 度額×90%</td> <td>支出交際費等 800万円超</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）「定額控除限度額」とは、800万円に法人の事業年度の月数を乗じてこれを12で除して計算した金額となる。</p>	区分	損金不算入額			改正前	改正後		大法人	支出交際費等の全額			中小法人	支出交際費等 600万円以下	支出交際費等 $\times 10\%$	支出交際費等 800万円以下		支出交際費等 600万円超	支出交際費等 一定額控除限 度額×90%	支出交際費等 800万円超	
区分	損金不算入額																				
	改正前	改正後																			
大法人	支出交際費等の全額																				
中小法人	支出交際費等 600万円以下	支出交際費等 $\times 10\%$	支出交際費等 800万円以下																		
	支出交際費等 600万円超	支出交際費等 一定額控除限 度額×90%	支出交際費等 800万円超																		

◇ そ の 他 ◇

(1) サービス付高齢者向け賃貸住宅の割増償却制度【所得税についても同様】

△	① 適用期限（平成25年3月31日）を平成28年3月31日まで3年延長する（新措法14①、47①、68の34①）。	—
△	② 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものの割増償却率を引き下げる（新措法14①、47①、68の34①）。	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に取得等をしたものについて適用（新措法14①、47①、68の34①）する。

(2) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金制度【所得税についても同様】

○	貸倒引当金の繰入事由に手形交換所に相当する一定の電子債権記録機関による取引停止処分を加える（新所規35の2、新法規25の3）。	平成25年4月1日から適用（改正法法規附則）。
---	---	-------------------------

(3) 災害損失欠損金額の繰越控除制度		
○ 青色申告書を提出しなかった事業年度の災害損失欠損金額の繰越控除制度について、災害損失欠損金額が生じた事業年度の確定申告書において災害損失の額の計算に関する明細の記載がない場合であっても、その後の修正申告書又は更正請求書の提出の際にその明細を記載した書類を添付しているときは、この制度の適用があることを明確化する（新法法58②、81の9②）。		平成25年4月1日から適用（改正法附則1）。
(4) 民事再生等一定の事実による債務免除等があった場合		
○ 再生手続開始の決定等の事実による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、債務者である中小法人等に該当しない法人の有する資産につき評価益の額又は評価損の額の益金又は損金算入制度の適用がない場合で、青色欠損金額等の控除前の所得の金額が債務免除益等の額を超えるときにおける繰越欠損金額の損金算入額は、債務免除益等の額又は青色欠損金等の控除後の所得の金額からその超える部分の金額の20%相当額を控除した金額のいずれか少ない金額に達するまでの金額を限度とする（新法法59②）。		平成25年4月1日以降に再生手続開始の決定等の事実が生ずる場合について適用（改正法附則9）。

3. 資産課税

【改正のポイント】(相続税法)

- (1) 相続税の基礎控除についての引き下げ及び相続税の税率構造の見直しを行う。
- (2) 小規模宅地等の相続税の課税価格の計算の特例について、①特定居住用宅地等の限度面積要件の拡充（ $240\text{ m}^2 \rightarrow 330\text{ m}^2$ ）、②特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等の完全併用、③二世帯住宅の構造上の要件の撤廃、④老人ホームに入所した場合の居住要件の緩和を行う。
- (3) 未成年者控除額及び障害者控除額の引上げを行う。
- (4) 曆年課税制度における贈与税の税率構造の見直しを行う。
- (5) 相続時精算課税制度の適用要件について、①受贈者の範囲の拡大（20歳以上の孫を追加）、②贈与者の年齢要件の緩和（65歳以上→60歳以上）を行う
- (6) 事業承継税制について、適用要件の緩和や手続きの簡素化等を踏まえた所要の改正を行う。
- (7) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置（1,500万円）を創設する。

重要度	改正の内容	適用関係																																								
◇ 相 繙 税 ・ 贈 与 税 の 見 直 し ◇																																										
(1) 相続税の基礎控除及び税率構造の見直し																																										
△	<p>① 相続税の基礎控除 遺産に係る基礎控除について、次のとおり引き下げる（新相法 15①）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定額控除</td> <td>5,000万円</td> <td>3,000万円</td> </tr> <tr> <td>法定相続人比例控除</td> <td>1,000万円×法定相続人の数</td> <td>600万円×法定相続人の数</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正前	改正後	定額控除	5,000万円	3,000万円	法定相続人比例控除	1,000万円×法定相続人の数	600万円×法定相続人の数	平成27年1月1以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則10①）。																															
区分	改正前	改正後																																								
定額控除	5,000万円	3,000万円																																								
法定相続人比例控除	1,000万円×法定相続人の数	600万円×法定相続人の数																																								
△	<p>② 相続税の税率構造 相続税の税率構造について、次のとおり見直しを行う（新相法 16）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>各取得分の金額</th> <th>税率</th> <th>各取得分の金額</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,000万円以下の金額</td> <td>10%</td> <td>1,000万円以下の金額</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>3,000万円以下の金額</td> <td>15%</td> <td>3,000万円以下の金額</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>5,000万円以下の金額</td> <td>20%</td> <td>5,000万円以下の金額</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>1億円以下の金額</td> <td>30%</td> <td>1億円以下の金額</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>3億円以下の金額</td> <td>40%</td> <td>2億円以下の金額</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>3億円超の金額</td> <td>50%</td> <td>3億円以下の金額</td> <td>45%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6億円以下の金額</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>6億円超の金額</td> <td>55%</td> </tr> </tbody> </table>	改正前		改正後		各取得分の金額	税率	各取得分の金額	税率	1,000万円以下の金額	10%	1,000万円以下の金額	10%	3,000万円以下の金額	15%	3,000万円以下の金額	15%	5,000万円以下の金額	20%	5,000万円以下の金額	20%	1億円以下の金額	30%	1億円以下の金額	30%	3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%	3億円超の金額	50%	3億円以下の金額	45%			6億円以下の金額	50%			6億円超の金額	55%	平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則10①）。
改正前		改正後																																								
各取得分の金額	税率	各取得分の金額	税率																																							
1,000万円以下の金額	10%	1,000万円以下の金額	10%																																							
3,000万円以下の金額	15%	3,000万円以下の金額	15%																																							
5,000万円以下の金額	20%	5,000万円以下の金額	20%																																							
1億円以下の金額	30%	1億円以下の金額	30%																																							
3億円以下の金額	40%	2億円以下の金額	40%																																							
3億円超の金額	50%	3億円以下の金額	45%																																							
		6億円以下の金額	50%																																							
		6億円超の金額	55%																																							
(2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例																																										
△	<p>① 特定居住用宅地等の限度面積要件の拡充 限度面積要件について、次のとおり拡充する（新措法 69の4②二）。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定居住用宅地等</td> <td>240 m^2</td> <td>330 m^2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	改正前	改正後	特定居住用宅地等	240 m^2	330 m^2	平成27年1月1日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則85①）。																																		
区分	改正前	改正後																																								
特定居住用宅地等	240 m^2	330 m^2																																								

	<p>② 特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等を併用する場合の限度面積の拡大</p> <p>○ 特例の対象として選択する宅地等の全てが特定事業用等宅地等及び特定居住用宅地等である場合には、それぞれの適用対象面積まで適用可能とする（旧措法 69 の 4②四）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>△ 限度面積</td><td>特定事業用等宅地等 +特定居住用宅地等×5／3 $\leq 400 \text{ m}^2$</td><td>特定事業用等宅地等 (400 m²) +特定居住用宅地等 (330 m²) ※完全併用可</td></tr> </tbody> </table> <p>○ 貸付事業用宅地等を選択する場合における適用対象面積の計算については、現行どおり、調整を行うこととする（措法 69 の 4②三）。</p> <p>特定事業用等宅地等 + 特定居住用宅地等 × 400 / 330 + 貸付事業用宅地等 × 2 ≤ 400 m²</p>		改 正 前	改 正 後	△ 限度面積	特定事業用等宅地等 +特定居住用宅地等×5／3 $\leq 400 \text{ m}^2$	特定事業用等宅地等 (400 m ²) +特定居住用宅地等 (330 m ²) ※完全併用可	平成 27 年 1 月 1 日以後の相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則 85①）			
	改 正 前	改 正 後									
△ 限度面積	特定事業用等宅地等 +特定居住用宅地等×5／3 $\leq 400 \text{ m}^2$	特定事業用等宅地等 (400 m ²) +特定居住用宅地等 (330 m ²) ※完全併用可									
△	<p>③ 二世帯住宅の構造上の要件の撤廃</p> <p>一棟の二世帯住宅で構造上区分のあるものについて、被相続人及びその親族が各独立部分に居住していた場合には、その親族が相続又は遺贈により取得したその敷地の用に供されていた宅地等のうち、被相続人及びその親族が居住していた部分に対応する部分を特例の対象とする（新措法 69 の 4③二イ）。</p>	平成 26 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則 85②）									
△	<p>④ 老人ホームに入所した場合の居住要件の緩和</p> <p>老人ホームに入所したことにより被相続人の居住の用に供されなくなった家屋の敷地の用に供されていた宅地等は、次の要件が満たされる場合に限り、相続の開始の直前において被相続人の居住の用に供されていたものとして特例を適用する。</p> <p>○ 被相続人に介護が必要なため入所したものであること。</p> <p>○ その家屋が貸付け等の用途に供されていないこと。</p>	平成 26 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則 85②）									
(3) 未 成 年 者 控 除 及 び 障 害 者 控 除											
△	<p>① 未成年者控除</p> <p>未成年者控除を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 6 万円</td><td>(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 10 万円</td></tr> </tbody> </table>		改 正 前	改 正 後		(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 6 万円	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 10 万円	平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則 10①）。			
	改 正 前	改 正 後									
	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 6 万円	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 10 万円									
△	<p>② 障害者控除</p> <p>障害控除を次のとおり引き上げる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般障害者</td><td>(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 6 万円</td><td>(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 10 万円</td></tr> <tr> <td>特別障害者</td><td>(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 12 万円</td><td>(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 20 万円</td></tr> </tbody> </table>	区 分	改 正 前	改 正 後	一般障害者	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 6 万円	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 10 万円	特別障害者	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 12 万円	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 20 万円	平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則 10①）。
区 分	改 正 前	改 正 後									
一般障害者	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 6 万円	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 10 万円									
特別障害者	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 12 万円	(20 歳 - 相続開始時の年齢) × 20 万円									

(4) 历年課税制度の場合の贈与税の税率構造

① 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例

直系尊属からの贈与により財産を取得した者（その年1月1日において20歳以上の者に限ります。）のその年中のその財産に係る贈与税の税率構造は、次のとおりとする（新措法70の2の4①）。

改正前		改正後	
基礎控除後の課税価格	税率	基礎控除後の課税価格	税率
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%	400万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%	600万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%	1,000万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%	1,500万円以下の金額	40%
1,000万円超の金額	50%	3,000万円以下の金額	45%
		4,500万円以下の金額	50%
		4,500万円超の金額	55%

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用（改正法附則10②）。

② ①以外の場合の贈与税の税率

①以外の場合の贈与税の税率構造は、次のとおりとする（新相法21の7）。

改正前		改正後	
基礎控除後の課税価格	税率	基礎控除後の課税価格	税率
200万円以下の金額	10%	200万円以下の金額	10%
300万円以下の金額	15%	300万円以下の金額	15%
400万円以下の金額	20%	400万円以下の金額	20%
600万円以下の金額	30%	600万円以下の金額	30%
1,000万円以下の金額	40%	1,000万円以下の金額	40%
1,000万円超の金額	50%	1,500万円以下の金額	45%
		3,000万円以下の金額	50%
		3,000万円超の金額	55%

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用（改正法附則10②）。

(5) 相続時精算課税制度の適用要件

相続時精算課税制度の適用要件について、次の見直しを行う。

項目	改正前	改正後
受贈者の範囲	20歳以上の子 (贈与者の直系尊属である推定相続人)	同左 20歳以上の孫
贈与者の年齢要件	65歳以上	60歳以上

平成27年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用（改正法附則10②）。

(6) 相続税及び贈与税の納税義務者の範囲の見直し

日本国内に住所を有しない個人で日本国籍を有しないものが、日本国内に住所を有する者から相続若しくは遺贈又は贈与により取得した国外財産を、相続税又は贈与税の課税対象に加える（新相法1の3二ロ、1の4二ロ）。

【改正前】

相続人等		国内住所無		
被相続人等		日本国籍有		日本国籍無
		5年以内国内住所有	5年超国内住所無	
	国内住所有	非居住無制限 納税義務者	非居住無制限 納税義務者	制限 納税義務者
○	5年以内 国内住所有	非居住無制限 納税義務者	非居住無制限 納税義務者	制限 納税義務者
	5年超 国内住所無	非居住無制限 納税義務者	制限 納税義務者	制限 納税義務者

平成25年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産に係る相続税又は贈与税について適用（改正法附則11）。

【改正後】

相続人等		国内住所無		
被相続人等		日本国籍有		日本国籍無
		5年以内国内住所有	5年超国内住所無	
	国内住所有	非居住無制限 納税義務者	非居住無制限 納税義務者	非居住無制限 納税義務者
○	5年以内 国内住所有	非居住無制限 納税義務者	非居住無制限 納税義務者	制限 納税義務者
	5年超 国内住所無	非居住無制限 納税義務者	制限 納税義務者	制限 納税義務者

(7) 特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置の拡充

特別障害者扶養信託契約に係る贈与税の非課税措置について、次の措置を講ずる（新相法21の4）。

○ 適用対象者に、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く状況にある者その他の精神に障害がある一定の者（特定障害者という。）を加える。

（特定障害者（新相令4の8、所令10①一、二）

- ① 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ③ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者のうち、その障害の程度が上記①に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長の認定を受けている者

平成25年4月1日以後に贈与により財産を取得した者に係る贈与税について適用（改正法附則14）。

○	特定障害者に係る非課税限度額を 3,000 万円とする。		
	区分	非課税限度額	
	改正前	改正後	
特別障害者	6,000 万円	6,000 万円	
特定障害者	—	3,000 万円	
○	特別障害者扶養信託契約の終了時期を、特別障害者又は特定障害者の死亡の日（改正前：特別障害者の死亡後 6 月を経過する日）とする。		

(8) 物納制度における管理処分不適格財産

△	管理処分不適格財産の範囲に次の財産を加える（新相令 18 一、二）。	平成 25 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正令附則 3）。
	① 地上権、賃借権その他の権利が設定されている不動産で、その権利を有する者が次に掲げる者であるもの	
	・暴力団員その他一定の者（以下「暴力団員等」という。） ・暴力団員等が役員となっている法人 ・暴力団員等が事業活動を支配する者	
	② 暴力団員等が役員となっている法人又は暴力団員等が事業活動を支配する法人が発行した株式	

◇ 事 業 承 繼 税 制 ◇

【非上場株式等に係る相続税の納税猶予】

(1) 適用要件の緩和		
△	① 後継者の親族間承継要件の廃止 経営承継相続人等の要件のうち、非上場会社を経営していた被相続人の親族であることとする要件を撤廃する（旧措法 70 の 7 の 2②三イ）。	平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則 86 ⑥）。
△	② 雇用確保要件の緩和 納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、経済産業大臣の認定の有効期間（5 年間）における常時使用従業員数の平均が、相続開始時又は贈与時における常時使用従業員数の 80% を下回ることとなった場合に緩和する（新措法 70 の 7 の 2③二）。	
(2) 負担の軽減		
△	① 猶予税額の一部免除 民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予税額を再計算し、その再計算後の納税猶予税額について、納税猶予を継続する特例を創設する（新措法 70 の 7 の 2②）。	平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則 86 ⑥）。
△	② 納税猶予税額の計算方法の見直し 納税猶予税額の計算において、被相続人の債務及び葬式費用を相続税の課税価格から控除する場合には、非上場株式等以外の財産の価額から控除することとする（新措令 40 の 8 の 2⑭）。	

△	<p>③ 猶予税額に対する延納及び物納制度の適用</p> <p>雇用確保要件が満たされないために経済産業大臣の認定が取り消された場合において、納税猶予税額を納付しなければならないときは、延納又は物納の適用を選択することができるとしている（新措法 70 の 7 の 2⑭十）。</p>	
△	<p>④ 利子税の負担軽減</p> <p>経済産業大臣の認定の有効期間（5 年間）の経過後に納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合については、その期間中の利子税を免除することとする（新措法 70 の 7 の 2⑯）。</p>	
(3) 手 続 き の 簡 素 化		
△	<p>① 株券不発行会社</p> <p>株券不発行会社について、一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくとも、相続税の納税猶予の適用を認めることとする（措令 40 の 8 の 2⑤）。</p>	平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則 86 ⑥）。
△	<p>② 提出書類の簡素化</p> <p>相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについては、提出を要しないこととする。</p>	
△	<p>③ 経済産業大臣の事前確認制度の廃止</p> <p>経済産業大臣の事前確認制度を廃止する。</p>	
(4) 適 性 化 措 置 等		
△	<p>① 資産保有型会社・資産運用型会社の納税猶予税額の計算</p> <p>資産保有型会社・資産運用型会社に該当する認定会社等を通じて上場株式等（1 銘柄、発行済株式等の総数等の 100 分の 3 以上）を保有する場合には、納税猶予税額の計算上、その上場株式等相当額を算入しない。</p>	平成 27 年 1 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用（改正法附則 86 ⑥）。
△	<p>② 資産保有型会社・資産運用型会社の要件の見直し</p> <p>適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件について、次のとおり見直しを行う（新措令 40 の 8⑤）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常時使用従業員数が 5 人以上であることとする要件は、経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の従業員数で判定する。 ○ 商品の販売・貸付け等を行っていることとする要件について、経営承継相続人等の同族関係者等に対する貸付けを除外する。 	
△	<p>③ 総収入金額が零となった場合</p> <p>納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外する（新措法 70 の 7 の 2⑬十）。</p>	
【 非 上 場 株 式 等 に 係 る 贈 与 税 の 納 稁 猶 予 】		
(1) 適 用 要 件 の 緩 和		
△	<p>① 後継者の親族間承継要件の廃止</p> <p>経営承継相続人等の要件のうち、非上場会社を経営していた被相続人の親族であることとする要件を撤廃する（旧措法 70 の 7②三イ）。</p>	平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与

△	<p>② 先代経営者の役員退任要件の緩和（新措法 70 の 7④十七）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 贈与時において認定会社の役員でないこととする要件について、贈与時においてその会社の代表権を有していないことに改める。 ○ 役員である贈与者が、認定会社から給与の支給等を受けた場合であつても、贈与税の納税猶予の取消事由に該当しないこととする。 	税について適用（改正法附則 86①）
△	<p>③ 雇用確保要件の緩和</p> <p>納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）における常時使用従業員数の平均が、相続開始時又は贈与時における常時使用従業員数の80%を下回ることとなつた場合に緩和する（新措法 70 の 7④二）。</p>	
(2) 負担の軽減		
△	<p>① 猶予税額の一部免除</p> <p>民事再生計画の認可決定等があった場合には、その時点における株式等の価額に基づき納税猶予税額を再計算し、その再計算後の納税猶予税額について、納税猶予を継続する特例を創設する（新措法 70 の 7⑨）。</p>	平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用（改正法附則 86①）
△	<p>② 猶予税額に対する延納の適用</p> <p>雇用確保要件が満たされないために経済産業大臣の認定が取り消された場合において、納税猶予税額を納付しなければならないときは、延納の適用を選択することができるとしている（新措法 70 の 7⑭十）。</p>	
△	<p>④ 利子税の負担軽減</p> <p>経済産業大臣の認定の有効期間（5年間）の経過後に納税猶予税額の全部又は一部を納付する場合については、その期間中の利子税を免除することとする（新措法 70 の 7⑨）。</p>	
(3) 手続きの簡素化		
△	<p>① 株券不発行会社</p> <p>株券不発行会社について、一定の要件を満たす場合には、株券の発行をしなくとも、贈与税の納税猶予の適用を認めることとする（新措令 40 の 8③）。</p>	平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用（改正法附則 86①）
△	<p>② 提出書類の簡素化</p> <p>相続税等の申告書、継続届出書等に係る添付書類のうち、一定のものについては、提出を要しないこととする。</p>	
△	<p>③ 経済産業大臣の事前確認制度の廃止</p> <p>経済産業大臣の事前確認制度を廃止する。</p>	
(4) 適性化措置等		
△	<p>① 資産保有型会社・資産運用型会社の納税猶予税額の計算</p> <p>資産保有型会社・資産運用型会社に該当する認定会社等を通じて上場株式等（1銘柄につき、発行済株式等の総数等の 100 分の 3 以上）を保有する場合には、納税猶予税額の計算上、その上場株式等相当額を算入しない。</p>	平成 27 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用（改正法附則 86①）

<p>△</p> <p>② 資産保有型会社・資産運用型会社の要件の見直し 適用対象となる資産保有型会社・資産運用型会社の要件について、次のとおり見直しを行う（新措令 40 の 8⑤）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 常時使用従業員数が 5 人以上であることとする要件は、経営承継相続人等と生計を一にする親族以外の従業員数で判定する。 ○ 商品の販売・貸付け等を行っていることとする要件について、経営承継相続人等の同族関係者等に対する貸付けを除外する。 	
<p>△</p> <p>③ 総収入金額が零となった場合 納税猶予の取消事由である「総収入金額が零となった場合」について、総収入金額の範囲から営業外収益及び特別利益を除外する（新措法 70 の 7 ③十）。</p>	

◇ 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 ◇

(1) 概要

<p>◎</p> <p>平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、受贈者（教育資金管理契約を締結する日において 30 歳未満の者に限ります。）が、次のいずれかの場合に該当するときは、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち 1,500 万円（学校等以外の者に支払われる金銭については、500 万円を限度とし、既にこの規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、その算入しなかった金額を控除した残額）までの金額に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しない（新措法 70 の 2 の 2①、新措令 40 の 4 の 3②、新措規 23 の 5 の 3①）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託受益権を取得した場合 ② その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入した場合 ③ 教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭若しくは公社債投資信託（計算期間が 1 日のものに限ります。）の受益証券（金銭等という。）で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合 	<p>平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に拠出されるものに適用（新措法 70 の 2 の 2）。</p>
---	---

(注) 教育資金

教育資金とは、文部科学大臣が定める次の金銭をいう。

- 学校等に支払われる入学金その他の金銭
 - (ex) 幼、小、中、高、大学、専門学校への入学金・授業料など
- 学校等以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの
 - (ex) 学習塾、水泳教室、野球、英会話等の習い事など

(2) 手 続 き										
◎	<p>贈与者からの書面による贈与により金銭又は金銭等の取得をした受贈者は、その取得後 2 月以内に、教育資金管理契約に基づき、その金銭を預金若しくは貯金として預入をし又はその金銭等で有価証券を購入しなければならない。</p>	—								
◎	<p>この場合において、受贈者は、「教育資金非課税申告書」又は「追加教育資金非課税申告書」を取扱金融機関の営業所等を経由し、信託等がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（新措法 70 の 2 の 2 ③④、新措令 40 の 4 の 3④）。</p>	—								
(3) 払 出 し の 確 認 等										
◎	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受贈者は、払い出した金銭を教育資金の支払に充当したことを証する書類を金融機関に提出しなければならない（新措法 70 の 2 の 2⑦、新措令 40 の 4 の 3⑩⑪）。 ○ 金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が教育資金に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、その書類及び記録を受贈者が 30 歳に達した日の翌年 3 月 15 日後 6 年を経過する日まで保存しなければならない（新措法 70 の 2 の 2⑧⑪⑫、新措規 23 の 5 の 3⑦⑧）。 	—								
◎	<p>○ 領収書等の提出期限</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 1130 727 1169">区 分</th><th data-bbox="727 1130 1160 1169">領収書等の提出期限</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 1169 727 1319">教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払い出し受けの場合</td><td data-bbox="727 1169 1160 1319">領収書等に記載された支払年月日から 1 年を経過する日</td></tr> <tr> <td data-bbox="271 1319 727 1422">上記以外の場合</td><td data-bbox="727 1319 1160 1422">領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年 3 月 15 日</td></tr> </tbody> </table>	区 分	領収書等の提出期限	教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払い出し受けの場合	領収書等に記載された支払年月日から 1 年を経過する日	上記以外の場合	領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年 3 月 15 日	—	
区 分	領収書等の提出期限									
教育資金の支払に充てた金銭に相当する額を払い出す方法により専ら払い出し受けの場合	領収書等に記載された支払年月日から 1 年を経過する日									
上記以外の場合	領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年 3 月 15 日									
(4) 教 育 資 金 管 理 契 約 の 終 了 日										
◎	<p>教育資金管理契約は、次のそれぞれに定める日のいずれか早い日に終了する（新措法 70 の 2 ⑩⑪）。</p>	—								
◎	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="244 1586 779 1624">区 分</th><th data-bbox="779 1586 1179 1624">教育資金管理契約の終了日</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="244 1624 779 1662">① 受贈者が 30 歳に達した場合</td><td data-bbox="779 1624 1179 1662">その受贈者が 30 歳に達した日</td></tr> <tr> <td data-bbox="244 1662 779 1700">② 受贈者が死亡した場合</td><td data-bbox="779 1662 1179 1700">その受贈者が死亡した日</td></tr> <tr> <td data-bbox="244 1700 779 1925">③ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合等において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があった場合</td><td data-bbox="779 1700 1179 1925">その教育資金管理契約がその合意に基づき終了する日</td></tr> </tbody> </table>	区 分	教育資金管理契約の終了日	① 受贈者が 30 歳に達した場合	その受贈者が 30 歳に達した日	② 受贈者が死亡した場合	その受贈者が死亡した日	③ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合等において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があった場合	その教育資金管理契約がその合意に基づき終了する日	—
区 分	教育資金管理契約の終了日									
① 受贈者が 30 歳に達した場合	その受贈者が 30 歳に達した日									
② 受贈者が死亡した場合	その受贈者が死亡した日									
③ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合等において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があった場合	その教育資金管理契約がその合意に基づき終了する日									
	<p>(注 1) 上記①又は③に掲げる事由に該当した場合には、教育資金管理契約に係る非課税拠出額から教育資金支出額（学校等以外の者に支払われる金銭については、500 万円を限度とする。）を控除した残額については、</p>	—								

	<p>それぞれに定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入する（新措法 70 の 2 の 2⑪）。</p> <p>（注 2）上記②に掲げる事由に該当した場合には、残額については、贈与税の課税価格に算入しない（新措法 70 の 2 の 2⑫）。</p>	
--	---	--